

平成 18 年 度 第 6 回 定 例 会

八王子市教育委員会会議録

日 時 平成 18 年 6 月 28 日 (水) 午後 2 時 00 分
場 所 八王子市役所 8 階 801 会議室

第6回定例会議事日程

- 1 日 時 平成18年6月28日(水) 午後2時
- 2 場 所 八王子市役所 8階 801会議室
- 3 会議に付すべき事件
 - 第1 第13号議案 叙勲候補者の推薦について
 - 第2 第14号議案 八王子市こども科学館条例施行規則の一部を改正する規則設定について
 - 第3 第15号議案 八王子市図書館の開館時間の変更について
 - 第4 第16号議案 八王子市こども科学館の入館料の免除について
- 4 協 議 事 項
平成18年度東京都教育委員会職員表彰候補者の推薦について
- 5 報 告 事 項
生涯学習スポーツ部夏季事業について (生涯学習総務課)

その他報告

八王子市教育委員会

出席委員(5名)

委 員 長	(1番委員)	小田原 榮
委 員	(2番委員)	細 野 助 博
委 員	(3番委員)	川 上 剋 美
委 員	(4番委員)	齋 藤 健 児
委 員	(5番委員)	石 川 和 昭

教育委員会事務局

教育長（再掲）	石川和昭
学校教育部長	石垣繁雄
学校教育部参事 兼指導室長事務取扱 （教職員人事・指導担当）	岡本昌己
教育総務課長	望月正人
学校教育部主幹 （企画調整担当）	穂坂敏明
施設整備課長	萩生田孝
学事課長	小泉和男
学校教育部主幹 （学区等調整担当兼 特別支援教育・指導事務担当）	小海清秀
指導室統括指導主事	朴木一史
生涯学習スポーツ部長	菊谷文男
生涯学習スポーツ部参事 （図書館担当） 兼図書館長事務取扱	峯尾常雄
生涯学習総務課長	米山満明
スポーツ振興課長	小林大三
学習支援課長	井坂みどり
文化財課長	佐藤広
生涯学習スポーツ部主幹 （図書館担当）	伊藤文丸
生涯学習スポーツ部主幹 （図書館担当）	武田ヒサエ
生涯学習スポーツ部主幹 （図書館担当）	石井里実
生涯学習スポーツ部主幹 （こども科学館担当）	森文男
教育総務課主査	山本信男
生涯学習総務課主査	宮木高一

事務局職員出席者

教育総務課主査	志萱龍一郎
---------	-------

担 当 者 後 藤 浩 之
担 当 者 石 川 暢 人

【午後2時01分開会】

小田原委員長 大変お待たせいたしました。本日の委員の出席は全員でございますので、本日の委員会は有効に成立いたしました。

きょうは目の前にマイクがありますけど、声が聞こえないことのないようにという配慮だそうでございますので、耳ざわりのないような形でお話しいただければと思います。よろしく願いいたします。

これより平成18年度第6回定例会を開会いたします。

日程に入ります前に、本日の会議録署名員の指名をいたします。

本日の会議録署名員は 2番 細野助博委員 を指名いたします。お願いいたします。

なお、議事日程中の第13号議案及び協議事項、平成18年度東京都教育委員会職員表彰候補者の推薦については、議案等の性質上、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項及び第7項の規定により、非公開といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 御異議ないものと認めます。

それでは、それ以外の案件について進行をいたします。

小田原委員長 日程第2、第14号議案 八王子市こども科学館条例施行規則の一部を改正する規則設定についてを議題に供します。

本案について、こども科学館から御説明願います。

森生涯学習スポーツ部主幹 それでは、第14号議案 八王子市こども科学館条例施行規則の一部を改正する規則設定について御説明申し上げます。

本規則改正は、八王子市こども科学館条例の一部の改正に伴い、関連する文言と書式を整理するものでございます。

お手元の議案をごらんください。

八王子市こども科学館施行規則第4条につきましては、入館料の徴収及び入館券の発行でございますが、個人観覧券、定期入館券並びに団体の観覧券を規定するとともに、団体入館申込書に観覧料を加えた書式に変更するものであります。

また、同施行規則第6条、入館料の減額及び免除、及び第7条、入館料の還付については、入館料と同様に観覧料についても規定するとともに、入館料減額免除申請書及び入館

料減額免除通知書に観覧料を加えたものに変更するものでございます。

以上でございますので、よろしくお願いたします。

小田原委員長　ただいまこども科学館の説明は終わりました。

本案につきまして御質疑ございますか。

齋藤委員　新旧の対照表がでございますよね。その第4条のところで、「等」とか「観覧料」がついたということはわかるんですけども、「教育委員会は」というのが新しく入っていますよね。これをわざわざつけた理由は何ですか。

森生涯学習スポーツ部主幹　基本的に市の方でも、「市は」ということで今まで目的というか、だれが何をということ明記がされていますので、ここに教育委員会を明記したということでございます。これは基本的に、今まで施行規則等については改正する段階で文言整理ができるものについて整理していくという考え方がございますので、そういう形で整理させていただいたということでございます。

齋藤委員　つまり、今まではこのところは全く何もなかったわけですよね。あえてこのところに「教育委員会は」とつけたのは何か大きな理由があるのかなと思ったんですが。

森生涯学習スポーツ部主幹　確かにいろんなことで規則の文言というのは時代とともにいろいろと変わってきます。ただ、古いものについては、それぞれ新しく改正するに当たって、やはり今の新しいスタイルにあわせながら直していくというのが必要かなと思ひまして、そのための整理でございます。特に、あえて意味はございません。

小田原委員長　そうすると、6条と7条に「教育委員会は」というのが入らないのはなぜですか。過去形と現在形の違いですか。6条の第3項では、教育委員会はここに入ってくるんだよね。これは「したときは」だから過去だから、「教育委員会は」が入っています。そうすると、今の説明からすると、4条も「したときは」なんだよね。「するときは」は入らない。「したときは」は入る。その辺り、どうですか。

望月教育総務課長　ここで入っています条例第7条のところで「教育委員会は特別の理由があると認めるときは」ということで、条例のところでは既にこれを実施する機関について定めておりますので、ここではあえて重複をしない形で表現しているものというふうにかえられます。通常条例の減免というのは市長権限なんですけども、条例の方の第7条で規定してあるところから、このような記述になったと思っております。

齋藤委員　こういうものは本当に条例の文言ですから、当然プロの方がいろいろとやられて、何度も読み合わせをしながら考えていらっしゃるんだと思うんですが、ただ、ちょ

っと今みたいなところ、わかりにくいところがあるんですね。本当に私なんか素人的な見方ですけども、なぜここには「教育委員会は」がついていて、こっちにはついてないんだろうなということがちょっとわかりにくいところがあったものですから、理由があるんだっただらと思って、お伺いした次第です。

ちなみにもう1つ、第7条の改正後の方なんですけど、委員長は専門だと思いますが、私、これを読んでいて、何か文章がおかしいなと思ったんです。直して余計おかしくなっちゃったなという感じがするんですけど、7条のこの条文、直したことにより何かおかしいような感じがしませんでしょうか。

小田原委員長 「とき」がダブっているからなんだと思うけどね。

齋藤委員 そうなんです。 「するときは」の「とき」がダブって入ってきちゃっているんですね。本当につまらないことなんですけれども、ちょっと一通り読んでみたときに、直して余計何か文章がおかしくなったかなというイメージは受けました。

小田原委員長 何か御返答ございますか。

森生涯学習スポーツ部主幹 ここもちょっとほかのところとの整合ということで、こういう書き方をしたんですが、特にそういう面で合わせただけの話です。

小田原委員長 例えば市には文書課みたいな文章についてチェックする機関というのはあるんですか。

森生涯学習スポーツ部主幹 総務部法制課という部署がございます。

小田原委員長 これは法制課を通っているわけですか。

森生涯学習スポーツ部主幹 条例については、法制課を通して市長が定めるものでありますけど、施行規則は教育委員会でありますので、基本的には実質的に法制課を通らないで教育委員会の中で定めているということです。

小田原委員長 通してもらった方がいいんじゃないですかね。つまり、私は先ほども、「するとき」と「したとき」の違いはあるんですか。「徴収したとき」と「徴収するとき」の違いはあるんですか。

これ、細かく見ていくといろいろあると思うんですよ。だから、例えば今の齋藤委員の第7条の「とき」の重複の問題ですけども、「還付する場合は」とかいうふうに直しちゃって、「とき」をダブらせないようにすればいいんだけど、下の方の「とき」を残すのは1号、2号か。出てくるから、「とき」に合わせるけれど、だけでも、「……するときとする」というのが市の文章の定型とすれば、ここの「還付するとき」は「還付する場

合」にすればいいだけの話しでしょう。

森生涯学習スポーツ部主幹 法制課自体に確認はしてありませんが、相談はしました。ただ、基本的にはこういう形になっているということで、私の方のいわゆる同等な扱いをさせていただいて直したということでもあります。

細野委員 僕は、4条はこれでいいと思うんですよ。だから、お金を徴収したんだから、その領収書として入館券と観覧券を渡すというんでしょう。そういう意味ですよ。

森生涯学習スポーツ部主幹 はい。

細野委員 だから、お金をもらわなければ、入館券なりは出しませんよという話ね。だから、これは徴収したときは発行するという形で、時勢のあれはこれでいいんじゃないかと私は思うんですよ。

第7条の方も、還付するときはどういうときなのか。それは(1)、(2)のいずれかに該当するときだということなんでしょう。その場合のことを言っているわけですね。日本語らしくないけども、よりわかりやすくなっているかもしれない。ただ問題は、条文に「教育委員会は」と書いてあるんだっただらば、様式のほうも、第1号様式、第2号様式、第3号様式、それから第4号様式等々なんだけども、観覧券を発行する、あるいは入館券を発行する教育委員会の名前はどこに入るんですか。どこに印字されるわけ。

森生涯学習スポーツ部主幹 ここの中には教育委員会ではなくて、施設の名前を明記します。

細野委員 施設の名前。発行する主体は教育委員会でしょう。

森生涯学習スポーツ部主幹 これは領収書と一緒にございますので、基本的には金銭出納員はこども科学館でございます。

細野委員 徴収するんだけど、入館券の発行をするのも科学館ということになるわけ。

森生涯学習スポーツ部主幹 はい。

細野委員 そうしたら、施設名はどの部分に入るんですか。

森生涯学習スポーツ部主幹 この中では、愛称の「サイエンスドーム八王子」というのを使っています。基本的には私どもこの中では、条例の中では八王子市こども科学館という施設名称しかございませんので、サイエンスドームを入れるときには、ここにサイエンスドームと入れられませんので、実際の券を発行するときにはサイエンスドーム八王子というような名称をここに入れていくという形です。

細野委員 どこのどの部分に入れるかということを正確に言ってください。この資料には

ないでしょう。1号、2号、3号、4号様式とも全部、発行主体も明示してないけど、それはどういうことなんですか。

森生涯学習スポーツ部主幹 先ほども申し上げましたが、「サイエンスドーム八王子」という名称は正式名称ではないため、条例中には使用できません。

細野委員 いやいや、違う。どこの箇所に明示するのかということ。

森生涯学習スポーツ部主幹 申し訳ございません。それぞれ入館券にしては、例えば右下とか、そういうところに入れていく予定でございます。

細野委員 はい、わかりました。

小田原委員長 さっきの説明で言うと、教育委員会は第4条だけ入るんだと。条例化しなくても、条例で「教育委員会は」と言っているところと、「科学館は」と言っているところがあって、条例にあるから、条例に教育委員会があるから、だから、この施行規則では教育委員会はあえて入れないんだという説明にはならない。

細野委員 発行主体が教育委員会だもんね。使用料の減免とかもそうでしょう。でも、どうして、施設の名前を使うんでしょう。それがよくわからない。

小田原委員長 発行元は教育委員会になっているんですか。科学館になっているんですか。

森生涯学習スポーツ部主幹 領収書については、今はこども科学館の愛称である「サイエンスドーム八王子」を使用しています。

小田原委員長 こども科学館になっているわけ。

森生涯学習スポーツ部主幹 はい。

小田原委員長 今いろいろな御意見、御質問がありましたけれども、どうですか。

齋藤委員 やはりこれ、事前にいただいている資料ですので、それなりに一生懸命読むんですよ。私なんかもない頭を絞って。それで、いろいろと見ると、何かやっぱり私なんか専門家じゃないですから、内容は私はよくわかりました。前にも御説明を受けていますので、やろうとしていることはわかって、それについてのことではなくて、本当にちょっと重箱の隅のようなことで申しわけないんですが、ただこうやって資料をいただいている以上、真剣に目を通して見てきているわけで、どうも私は4条のところだけ「教育委員会は」がぼんがついているのが気になったのと、7条が気になったということで、何かもっと専門家の方が、やはり八王子市の市条例ですからね。見ていただいてチェックしていただける方がいるのであるならば、一度やはりチェックしていただいた方がいいんじゃないかという感じはいたしました。感想になっちゃって申しわけないんですけども。

小田原委員長　　じゃ、よろしいですか。とりあえず趣旨はそういうことだということで皆さん御理解いただいているわけですから、この方向でとりあえず規則として定めて、ほかのも含めて文章の責任を任せられているところでチェックしていただくと。改めてそれで不都合があれば、また条例なり規則の改正を出していただくというふうな形で置いていただく形でよろしいですか。どうですか。

細野委員　　ただ、僕まだ少し意見があるんですけど、発行権、権限は教育委員会ですよ。この第4条を見ると、発行権は、発行する権利は教育委員会だと。そうしたら、この券のところには教育委員会を右下でもいいから入れる。それから、入館券のところ「サイエンスドーム」でしたっけ、というものを入れる。第1号、第2号、第3号様式すべてについて。それについて何か逡巡するんだったら、その理由を述べてほしい。

小田原委員長　　これはこども科学館の主体性を侵害するものであるから、それは認められませんという話とか、これは教育委員会の下部組織だから同じことですか。何かありますか。

石垣学校教育部長　　今回御審議いただいている部分については八王子市教育委員会の規則関係ということでございますけども、この八王子市の教育委員会規則ということであっても、すべて市長部局と同じような形で法改正、規則改正をするというのが基本でございますので、今、細野委員さんのお話の部分ではちょっとお答えできませんけども、今後の部分の中ではそういう形でやっていきたいと思っております。

以上です。

小田原委員長　　今の質問の答えになりませんが。

石垣学校教育部長　　基本姿勢です。

小田原委員長　　基本姿勢はね。それはそれでお願いしたいと思いますが、今の意見として出されたことについて見解ありますか。

菊谷生涯学習スポーツ部長　　細野委員の方から御指摘のあった、教育委員会、当然こども科学館は教育委員会ですので、通常でいきますと体育館とかこども科学館になっておりますので、ここのところは「教育委員会こども科学館」という形で記載をさせていただきたいというふうに思います。

小田原委員長　　ちなみに体育館なんかの使用料の領収書なんかもそうになっていますか。

森生涯学習スポーツ部主幹　　施設名です。

小田原委員長　　施設名ですか。

川上委員　今の部長のお言葉ですけど、「教育委員会＋施設名」ではなくて、やはり施設名ですよ。教育委員会というのは右下に小さく書いておけばいいんじゃないでしょうか。

細野委員　いや、ちっちゃくなくたっていいんです。

川上委員　ただ、「教育委員会＋施設名」というふうになってくると、ほかのいろんな場面においても、教育委員会を頭につけて、この施設名というのはちょっとよくないと思います。

細野委員　じゃあ、言いましょう。この際、要するに教育委員会の管轄で料金を徴収して、そして、こういう入館券とか何かを出すんですよね。そのときは施設名を入れて、入館券とか何かを入れていいと思う。それでいいですよ、すっきりして。けども、右下のところに発行は八王子市教育委員会と入れてほしい。それは私の要望です。ここのところね。ここのところに入れるんです。ここのところにも施設名を入れちゃえばいい。何でそれを、こんな簡単なことなのに何で逡巡する必要があるのか。

小田原委員長　逆に言うと、細野先生が何でそこに固執するのかというのを言わないと。

細野委員　だって、これは責任の話でしょう。

小田原委員長　だから、そこをはっきり言った方がいい。だから、教育委員会がやられたほかのところの施設にも入れるべきであるというのが細野委員の御意見だと。

森生涯学習スポーツ部主幹　今の細野委員の発言について、私もちょっとその辺は、市の方も実は市が直接管理しているところもございますので、それらの施設との整合と云ったらおかしいですけど、この辺を合わせた中でそれを決めさせていただく、検討させていただくということによろしいですか。私のところだけ「教育委員会」とすると、ほかの施設が八王子市長の名前が入ってなくて施設名が入っているとすれば、ちょっと整合性がとれないところがございますので。そういうところでちょっとその文言については検討させて、調整をとらせていただきたいと思います。

細野委員　じゃあ、それと関係あるんだけども、そのときに市長部局に言う場合には、これは教育委員会の管轄のところですよ。したがって、最終責任は教育委員会が持たなきゃいけないということから、こういう形で明示してもらいますよと、こういう話をすべきです。その方が皆さんもしゃきっとするだろうし、我々もしゃきっとする。

森生涯学習スポーツ部主幹　それはそういう方向で、他の施設を見ながら、細野委員が言いましたように、そこに本来であると明記していく方向で調整をとということですか。できるだけということですけども、早急に調整を図っていきたいと思います。

小田原委員長 スタンスの問題だと思います。市長というよりは八王子市、八王子市教育委員会、この2つが記されてきちんと示されるかということです。

菊谷生涯学習スポーツ部長 細野委員がおっしゃっているのは領収書ではなくて、この入館券の規則に明示されている、この中に教育委員会、あるいは教育委員会と、それから例えばこども科学館ということであれば、それを明示したらどうかと。そういう御意見だと思うんですが、領収書とはまた別の。

細野委員 私は第1号、第2号、第3号、このすべての様式についてと言っているんですよ。それは印刷費がかかるからやめたいと言うわけですか。

小田原委員長 ちょっと混乱していますけれども、整理して説明するとどうなります。例えば4条でいきますよ。4条でいくと、「教育委員会は」と、こうくるわけですね。で、「規定する入館料又は観覧料を徴収したときは、入館券又は観覧券を発行する。」この入館券または観覧券が1号様式と2号様式、3号様式にいくわけですよ。ここのところに「教育委員会は」とあるから、様式にも「教育委員会」を明記すべきであるというのが細野委員の意見で、それに対して、例えば市長部局でいうと、市民会館のときには八王子市というのがないから、市民会館の入館券、使用料の発券になるから、八王子市が抜けているだろうと思いますけれども、入れるようにするのかどうかというところの整合性を図ってほしいということですよ。

細野委員 まずは整合を図る前に、「教育委員会」について、それははっきりしましょう。

小田原委員長 「教育委員会」を入れると。ということは、4条に「教育委員会は」とあえて入れているわけだからということですよ。これは郷土資料館も市民体育館も。これは、例えば教育センターの敷地は、財産は教育委員会でしょう。ところが、あそこに山車庫をつくったときには、あれを市長部局だか財務当局の分に土地を分与したでしょう。記憶ありませんか。それと同じようにきちんと教育委員会は教育委員会としての責任をはっきりさせていくべきだろう。こういう教育委員会の姿勢を示すべきだと。いかがですか。突然こういう話になりましたが。

齋藤委員 いや、教育委員会では、本来こういう話をすべきなんですよ。

小田原委員長 皆さん、どうしていいかお困りのようですが。じゃ、そのような形で。そのようなというのわかりますか。

齋藤委員 やはりこれ、4条の頭にこういうものがぼんと出てきたことがどうしても絡んでくるんですよ。これは明記した以上、私もそれは同感ですね。であるならば、やはり

この6号様式も7号様式も同じことだと思うんです。7条の頭には出てきていませんけれども、教育委員会は責任を持つというようなことの意味で入れるべきではないかと。

小田原委員長 あえて入れないのは融通性もあるだろう。教育委員会から各施設へ移っていく。例えば指定管理者制度の中へ組み込めないこととか、それになじむ施設かどうかわからないけれども、そういうことも考えていくと、教育委員会は入れたくないという気持ちが事務当局にはあるんじゃないか。これはせんさくし過ぎですか。

菊谷生涯学習スポーツ部長 この規則のところは、第4条は「入館料又は観覧料を徴収したときは、入館券又は観覧券を発行する。」ということですので、皆さんがおっしゃっているように第1号様式から3号様式については教育委員会というような名称を入れることは、これは特に問題ないというふうに思います。ただ、領収書はまたこれは別の話ですので、領収書は八王子市の会計事務規則にのっとりた処理をするということになりますので、細野委員がおっしゃっているように1号から3号様式についてはそういうことで対応していくということでございます。

小田原委員長 1号から3号様式は教育委員会を入れるということですか。

菊谷生涯学習スポーツ部長 様式については、これは領収書ではございませんので、教育委員会を入れるということはできます。ただ、今お話に、例えばほかの施設で同じようなものがもしあったときに、必ず教育委員会、あるいはこども科学館というものを入れるというのは、今、即答はちょっとできませんけども、対応はできるということでございます。

小田原委員長 それは理屈にならないんだよね。入館券だって領収書と同じなんだから、お金は事務局へ入るわけだから、今の説明は合いませんよ。これと同じことは、例えばこども科学館だって体育館だってみんな同じことになっちゃうからね。今の説明は合わない。

では、大変申しわけないので、基本的な知識の問題にもなっていますので、改めてこれについて不都合があれば再提出という形にしましょうか。このままでいって、もし何か不都合があれば、改めて別な案をまた出していただくと。

森生涯学習スポーツ部主幹 私どもも、従来から形を変えてないまま出した中で、また7月1日実施に向けて、今回はこの中で明記としては従来から言うと、さっきほど言いましたように「サイエンスドーム八王子」を入れる。それに加えて、「教育委員会」を入れるかどうかということですが、部長の方は入れて差し支えないということなので、基本的にはその方向で考えていきたいと思います。実質的に前のまま、できればサイエンスドーム八王子でいかさせてもらえないかと。

小田原委員長　　今のお話は原案に戻すということですね。教育委員会を入れないで。

森生涯学習スポーツ部主幹　　少しまた時間をいただいて。市全体として統一的ということもありますので、私のところだけそういう形になると思いますので、それをこども科学館ということだけではなくて、教育委員会が管理する施設を全体的に含めた形で御論議いただいた中で、検討していきたいと考えております。

小田原委員長　　これまで、せっかくいろいろな御意見があるわけですから整理しますと、4条のところに「教育委員会は」というのをあえて入れたわけだから、これに合わせて入館券等についての発券を新たにつくるわけですから、この件について、第1号から第3号様式については「八王子市教育委員会」を入れる。そこで、それについては部長も、こども科学館については差し支えないという話ですから、そのように、この趣旨をいただくということね。そのほかの施設、体育館等の施設についてはまた別途問題が生ずることも考えられるので、改めて検討していただいて、「八王子市教育委員会」を入れるべきだという意見がありましたので、それについての見解を別途また示していただくということをお願いできますか。

森生涯学習スポーツ部主幹　　はい。

小田原委員長　　委員の皆さんいかがですか。

齋藤委員　　ちょっと確認ですけど、何で1号から3号様式までなんですか。4号様式も当然4条に絡んできていますよね。5号様式も。

細野委員　　名前が入ってないよね。

齋藤委員　　6号様式と7号様式は6条の方の関連なんですけど、もし3号様式まで認めるのであるならば、どうしても4号様式も5号様式も入らなきゃおかしいですよ。理屈から言うとうと。

小田原委員長　　4号様式は団体観覧券だからか。

齋藤委員　　5号様式も4条関連なんですよ。

小田原委員長　　この右が落ちこちているんじゃないの。四角の中が。第7号様式と同じように、「八王子市教育委員会　印」がついているんじゃないですか。

森生涯学習スポーツ部主幹　　ですから、先ほどの入館券と同じ考え方ですね。実際は、サイエンスドーム八王子と書いてあるわけです。

細野委員　　だから、6号様式と7号様式はあるのよ。それはいいんだけど、齋藤委員が言ったように第4号様式、第5号様式については、第4号様式については団体観覧券と書

いてあるでしょう。発行元はどこに出ているのとなったら、出てないじゃないですか。第5号様式の申込書は、だれに対して申し込みするの。これも出てない。こんな不完全なものでいいんですか。

齋藤委員 単純に抜けていけばいい。抜けているだけならいいんですけど、6号様式には入っているんですよ。

細野委員 そうですね。6号様式のところは入っている。何々と書いてある。印が入っている。これはいいの。ところが、4号、5号のところは不完全ですよ。

小田原委員長 多分様式を新しく起こしたので、落っこちていると思いますので、これはミスの部分だと思いますので、補って様式を直す。それで許していただきたいと思います。事務局の皆さんよろしいですか。部長、課長が大変混乱していますので、いましばらくちょっと時間をいただいて。今私が申し上げたように、書式の不備な部分はきちんと補っていただきたいということをお願いいたします。

森生涯学習スポーツ部主幹 はい。

小田原委員長 そのほかについてはいかがですか。

川上委員 よろしいですか。これを新しく今つくるということは、これは入館料と、それから観覧料を分けたことによって、今こういう混乱が出てきたわけですね。ただ、入館料と観覧料を分けたというもともとの意味、そちらの方が大事ですから、どうぞよろしくお願いいいたします。

それから、入館者をふやしたいということが目的で分けたわけですよ。だから、なぜ分けたんだということと、その分けた結果どうなるかということ、こちらが大事ですよ。なぜここで八王子のそれがあって、それを公開して、それをどういうふうに生かすことができるのかということの方が大事であって、こんな様式がどうのこうのということ、時間をとっているのはもったいないというふうに思います。

小田原委員長 大変進行不手際で申しわけありません。基本的な部分は、入館料の徴収も私たちに任せたらみたいな話も出たわけですよ。それはどういうことかということ、入館者をふやす、あるいはどのぐらい伸びたかというようなことをチェックしていかなきゃいけないんだという話が前提にあったわけですね。

細野委員 だからね、実はそんなに瑣末な問題じゃない。要するに、こういう形で券を分けたのは八王子市教育委員会なんですよという責任も明示させなきゃいけないということなんですよ。

川上委員 それはわかります。

細野委員 いや、私は教育委員会の人たちに言っているわけじゃないの。生涯学習スポーツ部の人たちに言っているんです。

川上委員 発行者名が書いてあるということは、そこが責任を持つということですよ。ですから、わざわざ外したわけではないというふうには思いますけれど、教育委員会がこういう事業をしていることということになるんだと思いますけど、教育委員会がここのものに対して責任をもっと持つということの表記であって、これがなければ当然いけないことなのではないかなというふうに思います。八王子市なり八王子教育委員会なりということをきちんと私たち自身、それから利用者にもわかっていただくということが大事なのではないかなと思います。

小田原委員長 そういう趣旨をきちんと踏まえて、私たちもずっと議論しているわけですから、事務局の皆さんも混乱することのないように今後も対処していただければと思います。

それでは、そのほか、この件について御質疑、御意見ございませんか。

じゃ、特にないようでございますので、ただいま議題となっております14号議案につきましては、修正部分を含め、さらに今の部分のチェックをして、きちんとした形で修正した形のものを御了解して決定するという形でよろしゅうございますか。

じゃ、そのようにしたいというふうに思います。

それでは、14号議案については、そのように決定することにいたしました。

小田原委員長 次に、日程第3、第15号議案 八王子市図書館の開館時間の変更について議題に供します。

本案について説明願います。

石井生涯学習スポーツ部主幹 それでは、第15号議案、夏休み期間中における八王子市図書館の開館時間の変更について御説明申し上げます。

八王子市図書館条例施行規則第3条第2項の規定に基づき、図書館開館時間の変更を行うものでございます。

当該条文では、八王子市教育委員会は、特に必要があると認めるときは開館時間を変更することができるものと規定されています。この規定に基づき、7月21日から8月31日までの夏休み期間中、中央、生涯学習センター、南大沢、川口の市内全図書館では通常10

時である開館時間を30分繰り上げ、9時30分に開館し、小中学生を対象に読書や宿題、調べ物学習の環境を整え、子供の学習活動の支援を図るものでございます。

なお、中央図書館北野分室については、開設後間もないため、通常どおり10時の開館となります。

このことに対する市民への周知につきましては、市広報7月15日号、図書館ホームページ、館内掲示、学校向けにチラシを配布する等を行っていきたいと考えています。

以上でございます。

小田原委員長 図書館からの説明は終わりました。

ただいまの件について何か御質疑ございませんか。よろしゅうございますか。

じゃ、御意見ございますか。

齋藤委員 この件については、私なりにいろいろと考えてみたんですが、私は民間の人間ですから、民間の人間のレベルでお話をさせていただきたいと思うんですけども、やはり仕事としてもし考えたときには、皆、いっぱいいっぱいの中で仕事をしていますよね。もちろん、市職の方々もこの図書館の中で大変お忙しく仕事をやられていることはよくわかるわけです。この夏休みの期間だけ30分何とか早くあけられるようになった。これは相当な努力で何とかやりくりしながら30分早められた。ここが民間のレベルでは、夏休みの期間だけできるのであるならば、なぜほかの期間できないんだろうかと、やっぱりどうしても疑問なんですよね。できないのであるならば、人的配置をさせていただかなければできないというんだったらまだわかるんですね。夏休みの期間は何とか頑張っ、いっぱいいっぱいの中で30分頑張りますという話ですよね。やっぱり民間の感覚からいうと、では、どうして普段はできないんだろうと思いますよね。どうでしょうか。言っていることがちょっとおかしいですかね。

小田原委員長 これは説明の趣旨が、夏休み中だから、夏休み中に子供たちがスムーズに勉強、調べ学習に入れるようにということですからね。ふだんは学校ですから、10時を9時半にしたって子供たちは学校へ行くわけです。僕が前にお話ししたのは、9時半ではなくて、どうして8時半にしないんだと。子供たちは8時半から学校へ行っているわけだから、同じように学校が始まる時間に図書館を開いたっていいじゃないかと。そのときに本が整理されていなくたって、それはしょうがないんだと。僕はむしろ言うならば、8時半に何でしないんだということなんだけど、いろいろ理由があって30分早くなるんだということであれば、一歩前進だと評価はできるけどね。

齋藤委員　それではちょっと私、提案なんですけれども、もし無理のないところではできる範囲の中でお願いしたいんですけれども、できればこの夏休み期間、30分の間にどれだけの人員がふえて、しかも、その利用者は学生以外の方、いわゆる一般市民の方がどのくらいその30分の間に利用されたかというデータをとることは大変ですか。何かまたそのためにすごい大変な御苦労になるんだったら、ちょっと考えものですが、もしある程度できるのであれば、この間のデータをとっていただいて、終わった段階でどんな様子だったのか、知りたいんです。小田原先生がおっしゃったように学生しか利用しないのか。この夏休みの間に、もしかしたら一般の市民の方々もたくさん利用する。その30分に来る可能性もあるんじゃないか。であるならば考え直す必要性がちょっとあるような気がするんですが、そのデータをとっていただけたらありがたいんですが。

峯尾生涯学習スポーツ部参事　通常10時からものを9時半から行いますので、どの程度の効果があるかということは、小中学生、あるいは高校生ぐらいまでがどのくらい来て、大人の方がどのくらい来るかというのは、当然カウントをしていきたいと思っています。ただ、入り口にあるカウンターは年齢によっては区別できませんから、何らかの形で一部目視になるかと思えますけれども、それは検証していきたいというふうに思っています。

それから、図書館の朝でございますけれども、職員は8時半から来ております。朝10時までにはやっていることといたしますと、予約本を探したり、あるいは夜中に返された本を返却をしたり、あるいは今、委員長が言われましたように書架の乱れを直していくと。お客様が利用しやすいような環境を整えていくという作業がございます。デパートでいえば、きれいに品ぞろえをして、お客様を迎えていくという時間帯でございます。

ここで、その作業というのはかなり忙しいものがございまして、16年の1月にインターネットによる予約を開始いたしました。そういう中で、これまで年間大体10万件だった予約が今40万件まで膨れ上がってございまして、その作業に追われているという実態もございまして。朝の30分とはいっても、図書館の現場といたしますと、その朝の作業に支障を来すということを心配しながらの開館でございますので、現在のところは夏休みに限ったオープンということで考えております。その作業を全部また朝から、仮に8時半からというようなことになると、その作業は夜に行わなければなりませんので、夜、例えば中央図書館、生涯学習センター図書館では7時までやっておりますので、その作業というのは9時とか10時とかまでかかって、作業せざるを得ないという形になりますから、そうしますと、いろんな図書館の体制を含め、仕組みを抜本的に変えていかないと、

なかなか開けられないという実態がございます。もちろん長ければ長いほどいいかもしれませんが、コストをかけないで通年開館もやっておりますので、コストをかけずにやっていくというところとのバランスがあるのかなというふうに思っております。

齋藤委員 誤解のないように。それはよくわかります。すごく御苦労してやっていることも理解しているつもりです。ですから、このデータをちょっといただきたいというのは、もしそれでその30分間に一般の市民の方の利用率が非常に高ければ、ただ頑張れと言ったって、これは限度がありますから、それは当然その中で、教育委員会の中で新たな課題を考えるかどうかという次の議題になっていくんじゃないかということを行っているんです。だから、何でもかんでも頑張ってくださいと言っているわけではないということは誤解のないように。

峯尾生涯学習スポーツ部参事 もちろんサービスという面からいきますと、開館時間はなるべく早く繰り上げろという御意見もあるでしょうし、なるべく遅くまでやれという御意見もあろうかと思えます。ただ、開館時間が長くなればなるほど、当然今、委員さんが言われましたように人の手配を含めてのコストもかかってまいりますので、どのぐらいのものが一番いいのかというのは今後検証しながら進めていきたいと思っています。

あと、ちなみに、ほかの市では、例えば9時からやっているところとか、9時半からやっているところもありますけれども、そういったところは必ずしも通年開館ではございません。今、26市の中で一番開館日が多いのは、八王子市の図書館が一番多い形になっておりますので、そのあたりはサービスに、しかもお金をかけないで、「ずれ勤」とか、そういう形で対応しているということも御理解をいただきたいというふうに思っております。

小田原委員長 「ずれ勤」の説明をお願いします。

峯尾生涯学習スポーツ部参事 ごめんなさい。例えば普通の職員は8時半から5時15分まで来ますけれども、もう1人の職員は10時半から7時15分まで来てやっている。しかも、土日休む人間と、そうじゃない人間とを組み合わせる中で、苦労しながらやっておりますので、実際職員は週3日しか顔を合わせないというような、コミュニケーションに欠けるようなところまでも来ておりますので、さらに開館時間を延ばして予約本にも対応するということになると、本当に根本的に体制を見直していかないと、図書館現場としましては、現在のところはなかなか難しいというふうに思っております。

齋藤委員 ですからね、それから言うと、八王子の市民の全体からすると、図書館の数が少ないことは明らかでしょう。ほかと比べれば。ほかと比べてもしょうがないと私は思っ

ているんですよ。だから、せっかくこの夏休みで、開館時間を30分早めるわけですから、そのデータをしっかりとっていただいて、その中で一般市民の利用率が非常に高ければ、それは根本から考え直す必要があるんじゃないですかと。だから、いろいろと職員の方が頑張っていることはよくわかっているつもりです。そこのところを再度努力してくださいとか、ただ頑張れと言っている話ではなくて、利用者が多いのであるならば、何か根本からもっと人的配置ですとか、いろんなことが必要になってくるんじゃないかということを行っているんです。八王子の全市民から比べても図書館の数は少ないのは明らかなんですから、ほかと比べようがないですよ。やっぱりより早くからより遅くまでというのは、これはニーズとしてあると思うんですよ。ただ全然利用者もいないのにやっていりゃいいというものじゃないですから、今回、せっかくこの夏休みにやるんですから、いいデータをとっていただきたい。それからちょっと夏休みが終わってから考えませんかというお話をさせていただきます。

峯尾生涯学習スポーツ部参事　　じゃあまた数字についてはとらえまして、この場で御報告もさせていただきますというふうに思っております。

齋藤委員　　よろしくをお願いします。

細野委員　　僕、齋藤委員の話をちょっと引き取るんだけど、近隣市の図書の冊数とか、人口1人当たり何冊ぐらいあるのかとか、開館日が何なのか、それから何時から何時までやっているのか。それから、連携をどこどことっているのか。例えば八王子だったら日野と一緒にとっているのか。連携しているのかとか、それから多摩とやっているとか、そういうことをもう少し知りたいと思う。さっき八王子は読書のまちと言っているけども、その名にそぐわないぐらいの図書館しかないんだったら、そういう連携ということも当然考えなきゃいけない。そういうサービスということをどのように考えているかというのを次回あたりに報告してほしい。近隣市がどれぐらいで、八王子と比較してどうなのかというのを持ってきてほしいということです。

小田原委員長　　データとしてね。基礎データとして。

峯尾生涯学習スポーツ部参事　　1人当たりの蔵書数にしますと、確かに低い数字が出ます。26市の中でも25番目とか26番目の位置にありますけれども、ほかの指標で見ますと、蔵書回転率、例えば資料数に対する貸し出し数ですとか、あるいは貸し出し当たりの費用とか、そういった別の指標で考えますと、かなり効率的な運営が行われているような指標もございますので、そのあたり委員さんの方からお話がありましたので、夏休みの結果が

出たあたりであわせて御報告をさせていただきたいと思っております。

細野委員 その効率性というのはどういうものですか。後でまた聞きたいと思っておりますからね。冊数が少なくて借りたいという人が多ければ、当然回転数上がるのは当たり前の話でしょう。違いますか。

小田原委員長 例えば、何でもいいですが、今ベストセラーになっている本を図書館から借りようとするときに、60人待ちとか90人待ちとかという話を聞きますよね。そういうのが、何人待ちだから効率がいいか悪いかという話になるのかどうかということですよ。それは何人待ちだから、読みたい人たちが大勢いるのにこたえられているかいないかというのは、そういう話だけでは決められないから、いろんなデータを示してほしいというのが細野委員の意見です。齋藤委員につけ加えてね。

峯尾生涯学習スポーツ部参事 わかりました。そうしましたら、夏休みの検証と、あと、そのころには恐らく17年度の利用状況というのが各市出そろうと思っておりますので、そのあたり整理をいたしまして、また改めて御報告をさせていただきたいというふうに思っております。

小田原委員長 齋藤委員は頑張れ、頑張れと言っているんじゃないというけど、やっぱり頑張れと言っているんですよ。

細野委員 もう1つ、最近、7月1日かな、稲城がPFIで中央図書館をつくるでしょう。それがどういうことになっているのかも研究しましょう。我々もPFIということを考える必要があるのかどうか。あそこだって結構そんなに効率的じゃないんですよ。お金のかけ方はね。2割ぐらい減っているというけど、もっと減るはずなんだ。だから、そういうところの勉強もちょっとしてほしい。

小田原委員長 総合的に考えてほしいと言っているわけで、館長は抜本的に考えなきゃならないと。もしそうなればね。という話。ただ、抜本的に考え直す、根本的に考えるというのは前方に置きながら、この話を進めていくと。今のPFIも含めてね。

峯尾生涯学習スポーツ部参事 稲城はこの間、石井主幹が行ってまいりましたけども、稲城ではPFIという手法を使いまして、新しい図書館を40億円かけてつくっております。こうした財政事情の中で、十分勉強したわけじゃありませんけども、今、40億円のお金を図書館へ投資することが許されるかどうかというのはまた疑問もあります。先ほどインターネットのお話をさせていただきましたけども、10万件が40万件になっているという中で、かなり量的な拡大は図られていると思っております。今後はレファレンスを充実し

ていくとか、質的な拡大というのを図る時期かなというふうに現場としては思っております。

石井生涯学習スポーツ部主幹 図書館の機能ということで、以前は本の貸し出し、返却をするところが図書館というイメージでしたけど、最近の図書館というものは変わってきて、やっぱり地域の課題や、あるいは市民の課題、こういうものを解決できるのが図書館の機能であるという位置づけになってきております。ですから、単に本の貸し出し、返却だけじゃなくて、市民へ情報を提供する機関として、公有財産として提供する施設であるという位置づけですね。

小田原委員長 だけど、その公的な情報を出すというのは単に貸し出し以外の何なんですか。

石井生涯学習スポーツ部主幹 要するに市民に対して、例えば図書館というのは、本は当然いっぱい何十万冊あります。あと雑誌もあります。新聞もあります。あと視聴覚資料もあります。そういうものを市民に提供するのが図書館ということです。ですから、単に図書館というのは本を貸し出し、返却しているという位置づけではないということです。

小田原委員長 図書館が単に本の貸し出しをしているという認識を持っているのは、だれがそういう認識を持っているんですか。

石井生涯学習スポーツ部主幹 一般の方が、かなりの市民の方が多いと思います。

小田原委員長 そんなことないですよ。だって新聞だとか視聴覚だとかなんとかというのはみんな図書館が昔からやってきている話じゃないですか。なのに、図書館は本の貸し出しだけやっているんだというふうに思っているなんていうのはほとんどいないんじゃないですか。そう言い方は、まずいんじゃないですか

石井生涯学習スポーツ部主幹 実は図書館の機能としてレファレンスの機能というのがありまして、司書がいるわけなんですけど、その司書がそういう市民の方のいろいろな疑問とか課題に対して相談に乗るといこともしております。

小田原委員長 そんなの当たり前の話ですよ。皆さん、そんなの当たり前で、それを前提に話をしているんじゃないですか。

峯尾生涯学習スポーツ部参事 今ここで申し上げていいのかわかりませんが、要するに量的拡大がかなり進んだ結果、例えば通年開館をやって、年間160万人が年間180万人になっているとか、インターネット予約で10万件的予約が40万件的になっている。ここ二、三年の間に起こっていますけれども、そういう中でやはり今、司書が配架、

整架に追われているという実態があります。専門知識を発揮すべき司書が肉体労働化しているという現実もありますので、量的拡大はかなり図られているということがありますので、これからはより調べ物支援ですとか、今、石井の方で申しあげましたように情報を発信していく。例えばこれからは分権の時代ですから、行政資料を集約して、市民の方の、あるいは議員の政策立案に役立つような情報を発信していくとか、子育て支援の情報を発信していくとか、そういう質を高める時代であると。必ずしも1人当たりの本の量が多い、少ないでの議論だけではないのかなというふうには思っております。

細野委員 確かにデジタル図書館とかデジタルライブラリーというやつがこれからだんだん必要になってくるだろうなとは言えますけれども、何もそれは図書館に行く必要ないから、自宅にパソコンがあれば全部できる。インターネットがあればいいんだから。それを、じゃあ何で図書館まで行ってやらなきゃいけないのかというのもまたあるわけでしょう。そうすると、デジタル図書館というのは学校とか家庭でインターネットで見られなくて、それ以上にもっとすごいものがあるんだというようなことで、それを使うんだったらいいんだけど、単に量的拡大といたって、40万アクセスがあるといったって、それは今までの潜在的なものがコンピュータを介して出てきたことであって、本来ならば、そういう話じゃないんです。それ以上にもっと出すためにはどうするか。あなたたちが言うように、図書館がどういう形でシンクタンクみたいな形で機能するか。もっと必要だと。市民もそうです。そういうような形で、どういう形で機能していくのか。あなた方はそういうブループリントを持っているかどうかということ。本当に持っているのか。私は期待したいんですよ。齋藤委員だって、みんなそうだと思う。地域のシンクタンクとしてライブラリーがいろいろ役立つと。ぜひそういうふうになってほしいと私は思っています。

峯尾生涯学習スポーツ部参事 市長は市役所を市内最大のサービス業だと言っていますけれども、図書館も市内最大の情報基盤だというふうには思っております。ですから、これまでは来るお客さんを待っていたような状況もありますけれども、情報を発信をしていくと。もちろん、それはインターネット等を使っただけの発信であろうかと思えますけれども、今後そうしたことで、いかに質を高めていけるかということを経営の課題というふうには受けとめてはおります。

小田原委員長 今、話がどんどん反映していますけれども、改めて数字的な基礎データを含めて、齋藤委員が心配しているのは結局、「頑張れ」と僕には聞こえてくるんだけど、大変な部分もあるだろうから、人員が必要なんだ、金が必要なんだというふうになっ

たときには、どういうことがどのくらい必要なんだというふうなことを含めて検討していただきたい。もしそれがいわゆる市役所の仕事として無理であるならば、稲城市はPFIだけれども、民間に投げていくとか、任せていくとかいうふうな形もどう考えられるのかと。抜本的、根本的に考えを改めていただきたい。

峯尾生涯学習スポーツ部参事　もちろんいろんな市では委託であったり、指定管理者であったりしますが、八王子はそれ以前に、いわゆる雇用のポートフォリオという考え方を採用して、窓口は既に臨時職員で対応しております。レファレンスを含む市民への対応というのは嘱託員で対応している。職員は企画立案とか、あるいは総括的なものとか、あるいは選書を担当しております。年間4万冊から5万冊買いますから、かなりの部分というのは職員が目を通して選書をしている。こんな業務を日常行っているところでございます。

そういう中で、例えば委託をして、効率的な業務を行うということになったとしても、費用対効果を考えますと、既に役割分担の進んでいる図書館においては、さほど違いがないのかなというふうには1つは認識をしております。そういう中ではやはりこれ以上サービス拡大ということになりますと、臨時職員の雇用など相当の費用をかけての実施になってくようなというふうには考えています。

小田原委員長　だから、そこを示すべきなんです。時間を延ばす。冊数をふやす。図書館を新しくつくるか、いろんなことを含めてどうするのがいいのかということを示すべきじゃないですかね。できないとか決めつけるのではなくて。

峯尾生涯学習スポーツ部参事　いずれにしても、9月、夏休みの結果が出て、各市の決算状況といいますか、17年の利用状況が出そろったときに、あわせて八王子の現状、他市の状況について、このあたり問題があるというようなことで一度御説明をさせていただきたいと思います。図書館の現状として御説明させていただきたいというふうに思っております。

小田原委員長　もっと積極的に考えたほうがいいんじゃないですか。あきる野市も図書館をつくっていますよね。こんなことを言っちゃいけないけれども、そういう周辺のところで図書館が新しくできているのに八王子ができないというふうに考えるんじゃなくて、八王子もできるようにするにはどうしたらいいのかとか、夢と希望を持って。

石井生涯学習スポーツ部主幹　例えば老朽校舎の改築ですとか、いろんな優先課題というのがありますので。新たな建物のハード系を整備していくというのはかなり難しいものが

あろうかなと現実には思っております。

齋藤委員 恐らくどこかで出てくるかなと思ったんですけど、石井さんあたり、長く最初から図書館のことなんかをやっておりますけれども、恐らく夏休みにこれができるというのは、中学生ボランティアがかなり協力しているんだと思うんですよね。そのあたりの話、なぜ出てこないのかなと思っていました。それと、やはりもしそういうところまでいくのであるならば、教育長は人材バンクのことを一生懸命やっているじゃないですか。何かだめだ、だめだ、これもだめだというのではなくて、より前向きに考えれば、やっぱり図書館のために協力するボランティアの方々も募れる可能性はあると思いますよ。そういうことによっていろいろと解決できる問題もあるんじゃないでしょうか。だから、もう少し前向きに考えて、やっぱりデータをとってからかなというふうな感じをしているわけでありまして。

石井生涯学習スポーツ部主幹 中学生ボランティアは今年度も行います。各館、1週間のうち3日間に各中学校の方から来て、今まだ募集中ですので途中経過ですけど、39名近く応募がございます。中学生ボランティアに関しましては、現実3日間だけで図書館としてボランティアになるかということ、逆に言うと、そこに人手がかかるわけです。名前は中学生ボランティアということで来ていただきますけど、必ず職員がつかないと、図書館というのは十進分類法で全部並べていますので、一たび違うところに本を置いてしまうと、それがわからなくなってしまうということがございます。そういうようなことで中学生ボランティアがいるから、9時半開館ができるんだというようなことは今のところちょっと考えられません。

齋藤委員 わかりました。

細野委員 ほかの市と共同利用みたいな協定をやっているんですか。

峯尾生涯学習スポーツ部参事 神奈川県相模原市と藤野町です。大学は紹介があれば、どこでも今は行ける形になっています。

細野委員 多摩市とか、そういうところとはやってないんですか。

峯尾生涯学習スポーツ部参事 やはり多摩市、あるいは近隣と話もしていますけれども、他市の実態を聞いてみますと、資料費が足りないという中で、八王子の市民の人がまた来ると、非常に利用が多くなるという中では、なかなか難色を示しているという実態がございます。実際、相模原の橋本図書館は、貸し出し冊数でいきますと、細かいデータは今持ち合わせていないんですが、八王子市民が大体年間9万冊ぐらい借りていることに対して、

相模原市民は1万冊ぐらいですので、10倍ぐらい八王子の借りる実態が多いという中で、なかなかそういうことも含めて、余りほかの市は積極的でないという実態がございます。

細野委員　こちらは積極的にアプローチしているんですか。

石井生涯学習スポーツ部主幹　実はきのう日野市の方にお話をしましたけど、日野市にしましては、八王子市民が多く行き過ぎて困るというようなことが推測されるということなので、このことについては町田についても同じで、相手方の方から断られているような状況でございます。

細野委員　その原因は何だと思えますか。

石井生涯学習スポーツ部主幹　日野なんかですと、八王子からみると、要するに都内へ行くときに途中にあるわけですね。途中で下車して利用することが多い。逆に言うと、日野市民がこちらに来るとということが非常に少ないという地理的な部分もあると思えます。

細野委員　要するに図書館が少な過ぎるんですね。だから、今のところつくることできないんだったら、積極的に他市に働きかけをやってほしいですね。

小田原委員長　北多摩の地区では、お互い交流があるんですよ。それは自分たちの持っている本が少ないとか、図書館が少ないから、お互いに融通しましょうという、そういうことになっているんだろうけど、こっちへ来ると縄張り意識が強い気がする。それはあるんじゃないですかね。そこをお互いの問題として積極的に打開していく。やはり、夢と希望ですよ。図書館から感動を与えるというような形はいかがですか。ぜひそんなことで悲観的にならずに取り組んでいってほしいですね。

細野委員　いや、悲観的にはなっておりませんが、皆さんが交渉に当たるわけですか。

石井生涯学習スポーツ部主幹　他市の方とは私どもで交渉していますし、定期的に会合を持っておりますけれども、実際なかなか八王子市民から行く方がやっぱり多いということで、難しい部分はございます。

小田原委員長　町田だって通勤の経路で横浜の方へ行く人はやっぱり利用しちゃうんじゃないですかね。藤野とか、西の方は八王子方面に来ているわけだから、家に帰って本を借りることがなかなかできないから、こっちでという、そういう話になっているんでしょうからね。

石井生涯学習スポーツ部主幹　蔵書の質などを考えますと、八王子はかなり蔵書の質が高いわけですから、そういうことを考えますと他市にもメリットがあるんですけども、やはり人気のある本を貸し本屋的に借りるという方の利用が多いのかなと。そういう中でなか

なか進まないのかなと思います。やはり人気のある本というのは、例えば「ハリー・ポッター」なんか出ますと、いきなり400件とか予約が入りましたので、そういう利用を希望されている方も一方では多いのかなという気はします。

小田原委員長　それもそうだし、それから何年前に、きだみのるさんの資料を図書館に寄贈したんだけど、それが段ボールに入ったままなんだというような状況もある。なかなか整理ができないという状況ですね。そういうのを考えると、せっかくいろいろな本を持っている、資料も持っているわけだから、それをどんどん広報していく場合に、そういう機能を図書館は持とうとしているわけだから、もうちょっとうまくできる形をいい知恵を出し合って考えていきたいと思います。

細野委員　八王子の南口の再開発に中央図書館をつくってもらうのはどうでしょう。

小田原委員長　1階フロアを上げればいいんですよ。22階を23階にするとか。それは齋藤工務店に相談すればいいということになりますからね。だから、夢を膨らませて、できるかできないかというのを問いかけていけばいいんじゃないですか。ぜひ期待していますので、よろしく願いいたします。

では、第15号議案についてはこのように決定をするということでもよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長　じゃあ、よろしく願いします。

小田原委員長　次に、日程第4、第16号議案　八王子市こども科学館の入館料の免除について、お願いいたします。

森生涯学習スポーツ部主幹　では、第16号議案　八王子市こども科学館の入館料の免除について御説明申し上げます。

八王子市こども科学館をより利用しやすいものとするため、入館料に含まれていましたプラネタリウム観覧料を個別に設定するとともに、1年間に何度も入館できる定期入館料を設定する条例改正が平成18年7月1日から施行されます。

この機会に、プラネタリウムの利用促進を図るため、サイエンスドーム八王子プラネタリウム利用促進キャンペーンを実施し、プラネタリウムを鑑賞する者について入館料を免除しようとするものであります。

免除する入館料は、プラネタリウムを観覧する個人及び団体にかかわる入館料、免除期

間は平成18年7月1日から平成19年3月31日まで。なお、周知の方法は、市の広報紙、ホームページ、施設内での掲示及びチラシなどを実施するものであります。よろしくお願いたします。

小田原委員長 こども科学館の説明は終わりました。

この件について御質疑、御意見を含めてどうぞ。

齋藤委員 確認をとりたいたいんですけども、ちょっとわかりにくいところがあるんです。

これは、プラネタリウムだけを見たいという人に限って入館料を免除して、プラネタリウムだけを見て帰すという意味なんですか。

森生涯学習スポーツ部主幹 条例からしますと、入館料を払ってプラネタリウムを見るんですけども、そのときにプラネタリウムだけ見たい人ということになりますと、入館料は必要ない。實際上、この中では観覧料だけで見ることができるということで、逆に言えば、プラネタリウムを見た後で展示物の見学なども可能ということでございます。免除ですので、入館料を免除するというところでございます。

齋藤委員 私は何度も今までの議論の中で、プラネタリウムだけ料金設定というのもやった方がいいんじゃないですかと言ったときに、トイレの問題ですとか動線の問題で、これは無理だというようなお話だったんですよ。それで、今回の話を平たく言うと、そうすると、プラネタリウムだけ見たいという人に対しては入館料は要らない。それでプラネタリウムを見た。その動線をどうすることもできないから、その方はそのまま館内を見学してもいいということなんですよ。

森生涯学習スポーツ部主幹 そうです。今回は、本来入館料を払っていただくわけですが、キャンペーンということで免除するということです。

小田原委員長 だから、ずっとこういうふうにしようという話もあったんだけども。

よろしいですか。はい、どうぞ。

川上委員 今回、期間は区切ってありますけれど、今のお話からすると、この後はどうするんですか。

森生涯学習スポーツ部主幹 今回の利用促進キャンペーンでは、プラネタリウムの観覧料、大人500円、子供150円で観覧ができて、さらに展示物の見学もできるということで、確かに利用者の方からの声が大きければ、観覧料についてももう一度考え直していきたいなというふうに思います。

小田原委員長 という含みがあるということでよろしゅうございますか。これも1つのこ

ども科学館の発展というか、利用を広めていく方法の1つということだということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、第16号議案についてはこのように決定するということによろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長　それでは、第16号議案はそのように決定します。

よろしく、お願ひいたします。

小田原委員長　それでは、次に報告事項となります。生涯学習総務課から報告願ひます。

米山生涯学習総務課長　それでは、報告事項、平成18年度生涯学習スポーツ部夏季事業について御報告させていただきます。

ページ1の生涯学習総務課からページ8のこども科学館まで約63事業を夏季期間予定しております。

それでは、宮木課長補佐より内容について御説明いたします。

宮木生涯学習総務課主査　平成18年度生涯学習スポーツ部夏季事業について御説明申し上げます。

生涯学習総務課は6つの事業ですが、網かけの3つが新規事業です。ただし、この新規については直接の事業ではなく、前回の定例会で御報告しました文部科学省、文化庁委託事業と、多摩・島嶼子ども体験塾助成金による事業で、実行委員会方式によるものでございます。ほかの3つは例年の事業ですが、白糠町交流事業は、ことしは本市の小学生が白糠町を訪問します。

次に、スポーツ振興課の事業ですが、3つございまして、網かけのNHK夏季巡回ラジオ体操会全国放送八王子大会、これは市制90周年記念事業として実施いたします。

続いて、2ページの学習支援課ですが、夏休み子ども映画会ほか、全部で10事業ございます。新規事業としては、「ボランティア学習～80歳を体験してみよう～」、それと子どもマジック教室がございます。

次に、3ページの文化財課ですが、4事業のうち「特別展　市民の記録した戦後の八王子～淵上明の写真からマル1～焼け跡からの出発」、それと「体験学習　むかしの火とあかり」が新規事業でございます。

同じく3ページ、体育館ですが、新規のチアダンスを行います。

次に図書館ですが、3ページの一番下から6ページの真ん中にかけて、実施事業が全部

で20ございます。主なものは、読書感想画コンクール、夏休み中学生ボランティア体験、小学校1年生から3年生対象の図書館探検、4年生から6年生対象の1日図書館員等がございます。また、新規としましては、読書のまち八王子ロゴマーク愛称募集と平和推進事業がございます。

最後に、こども科学館ですが、6ページから8ページにかけて19事業ございます。そのうち新規は、夏休みサイエンスショー、地球の大きさを知ろう、特別実験ショー、特別工作の4本でございます。

全部で63事業で、新規事業は16事業でございます。

以上でございます。

小田原委員長 生涯学習総務課からの報告は終わりましたが、何か御質疑、御意見ございませんか。

齋藤委員 ちょっと1つ教えてください。読書のまち八王子のロゴマークというのは、私、ついこの間決まったばかりだというふうな記憶だったんですが、これは毎年変えていくんですか。

峯尾生涯学習スポーツ部参事 ロゴマークは公募によりまして決まりましたけれども、愛称がまだないものですから、ロゴマークが行き渡った段階で、今度は愛称を募集しております。

齋藤委員 わかりました。

小田原委員長 愛称ね。

峯尾生涯学習スポーツ部参事 シンボルマークですので、それにふさわしいものを募集しようかなというふうに思います。

小田原委員長 そのほかございませんか。読書感想画コンクールはどうなんですか。読書感想文ではないわけですね。

峯尾生涯学習スポーツ部参事 今のところ感想文は考えておりませんが、絵の方を考えています。

小田原委員長 感想文は大変だから。感想文は、学校がやっているからということか。

峯尾生涯学習スポーツ部参事 余り文章が不得手な子供さんが多いですけど、絵では表現できる人もいますので、絵の方に重きを置いた形でございます。

齋藤委員 こども科学館の方で、先ほどからやはりこういう利用率を上げていこうということで、いろいろと努力なさっていらっしゃるんだなと改めて思いますけど、夏休み中の

特別実験ショーというのがあって、内容が外部講師による実験ショーとなっていますけれども、これあたり、どういう方を呼ばれて、予算的な問題もあるんでしょうけども、結構有名な方を呼べば相当集まると思うんですよね。PRの仕方にもよると思うんですけども、これはどの程度の方をどこから呼ばれるんですか。

森生涯学習スポーツ部主幹 外部講師であります、実は私ども、市内の企業、例えばオリンパスさん、アジレント・テクノロジーさん、それと一部市外ですが、日本電子さん、東京電力さん、東京ガスさん、それぞれ科学教室を持っています。それを科学館で実施していただく。それから、ボランティアの方がいらっしゃいます。その方がいろいろと科学の知識がありますので、その方をお願いするとか、そういった方をお招きしながら、こういういろんな実験。科学工作と科学実験ショー、それから科学実験教室という3つちょっとありますから、それぞれ得意な分野に携わっていただきたいということで、夏休み期間、何らかの形で実験ショーとか工作ということで全部埋めている形をとっております。そういうことで市内の企業さんをお呼びします。

齋藤委員 今ちょっと名前が上がった企業さん全部思い当たっても、みんなボランティア、無料で来ていただけそうなところばかりのような気がするんですが、これについては予算的には全くとっていらっしゃらないんですか。

森生涯学習スポーツ部主幹 予算的には少しあります。やはり実験には材料とかいろいろ必要ですので。ただ、人件費自体が無料というか、ボランティアでありますので、それ以外の材料とか、そういうものについては私どもで負担しながらやっていく。実は共催というか、一緒にやっという話もちょっとありますので、その辺では両方で出し合いながらやっていく。そういう形をとっております。

そのほかに、いかに予算をこちらで支出していて、例えば米村でんじろうさんの弟子の方をお呼びするなども考えています。米村さん本人は、1回来て100万とか60万とかになりますので、弟子でしたら少し安いなということで、弟子の方をお願いする。でも、弟子の方でもかなり実験ショーについてはパフォーマンスが上手でありますので、その辺は予算を工夫しながら、そういう方をお呼びしていく。

以上でございます。

齋藤委員 これは報告事項ですから、個人的な意見でもあるんですけど、それこそ教育長、こういうときに例えば先生方に御協力をいただくとかね。理科の先生も八王子市にもたくさんいるわけで、夏休み期間に先生たちの研修も兼ねて、そのプロの先生が八王子のサイ

エンスドームでいろいろと実験授業を行う。先生たちのいわゆる研究にもなっていく。その先生の生徒たちもやってくるというようなことは考えられませんか。

石川教育長 十分考えられるんじゃないですか。ぜひそういう方向で教師にもかかわってもらいたいと思います。

小田原委員長 そのあたりはアプローチしているんですか。

岡本学校教育部参事 指導室独自でも科学教育センターを持っておりまして、夏の時期にも何度かになりますけども、学校の先生方が20数名、指導者に当たっていただいていますので、5会場ぐらいに分かれまして、夏の時期も別途やっている実績はございますけども、今の御意見を参考にしながら、来年度以降に夏の事業としても中に取り込んでいくことは可能かというふうに考えております。

小田原委員長 ここに生涯学習だけじゃなくて、学校教育の方からもこういうのを出せばいいんじゃないかなと思うんだけど、これとは別に学校プールを開放しているわけでしょう。ということは、今の科学もそうなんだけれども、できると思うんですね。

そのほかよろしゅうございますか。もったいないなと思うのは、今の齋藤委員の話の続きで言えば、こども科学館の8月12日の天体、星空観望会。雨が降ったらどうするんですか。終わりになっちゃう。だから、もうちょっと何日かやったらどうかと思うんだけど。

森生涯学習スポーツ部主幹 星空観望会、自然のことですから、雨が降ったり、雲が出たりする。そういうときにプラネタリウムで星の解説をして、その後、例えば天体望遠鏡の使い方とかを説明する。そういうことに振り替えて中止にはしません。ただ、星空が見られませんので、それは年間、私ども組んでいるとすると、大体3分の1ぐらいしか見られない時期があるんです。なかなか難しく、星空。それで、星を見ていただく中で、プラネタリウム自体はどこでも見られるということで、その中で観察していただいて、実際に晴れた日に皆さん表へ出て、自分で見ていただくことも必要だと思います。そういう中止にはしないような努力をしています。

小田原委員長 3分の1だから3日間はやるとか、そういうことはやってやらないといけないんじゃないのかなと思う。しかも、この8月12日はペルセウス座流星群が最高潮に達するときでしょう。だから、もうちょっと前からやるとか、そういうのをちょっと工夫してほしいなと思うんだけど。

そのほか何かございませんか。よろしいですか。今いろいろ注文つきましたけれども、本年度はこの形にして、できればこれにもうちょっとつけ加えることができれば入れると

か、構いませんので、決まっちゃったから、これ以上できませんみたいなことは言わないで、やっていただければと思います。付録で結構ですから。そこら辺は融通をきかせて、お金がかかるとか、かからないとかいうことと別にやっていただければというふうに思いますが。

じゃあ、この夏季事業についてはこの方向で進めていただくということでよろしく願いしたいと思います。

じゃあ、そのほかに何か報告する事項等ございますか。

石垣学校教育部長 事務局からは、特にございません。

小田原委員長 事務局の方からないようでございますが、委員の方から何かございますか。よろしゅうございますか。

それでは、特にないようでございますので、ここで暫時休憩にいたします。なお、休憩後は非公開となりますので、傍聴の方は御退室願います。どうもお疲れさまでした。

【午後 3 時 3 1 分休憩】